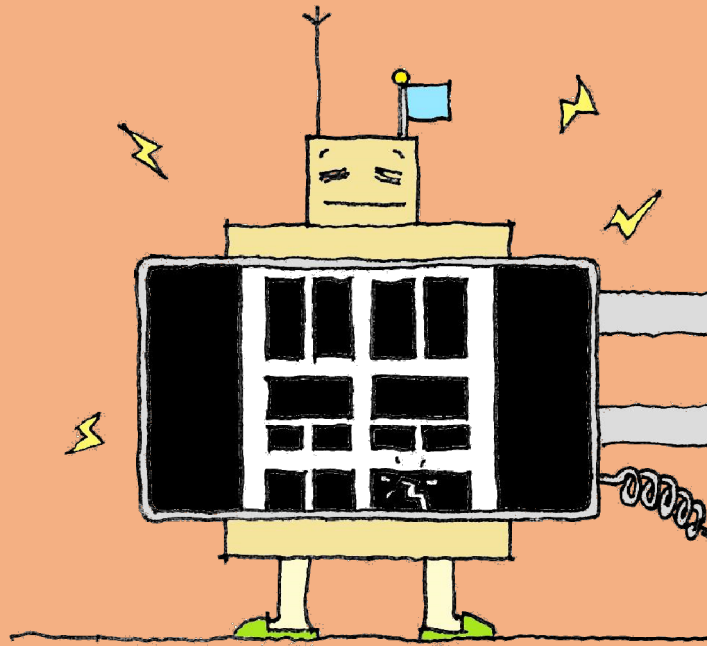


建築基準法に基づく

# 定期報告制度について



建築物にも健康診断が必要です

## 定期報告制度とは

多数の方が利用する建築物では、火災や災害等が発生したときに、不適切な維持管理が原因で、惨事につながる可能性があります。

**定期報告制度**とは、こうした事態を防ぎ、建築物を安心して使い続けるため、多数の方が利用する**建築物**やその**建築設備等**について、それらの**所有者等**が**専門の技術者**に**定期的**に点検させ、その結果を**特定行政庁**（京都市）に**報告**いただく制度です。

令和2年1月



京都市  
CITY OF KYOTO

# 1 定期報告制度の対象一覧表

定期報告制度の対象となる建築物等は表1～3の対象用途のうち、対象建築物の規模等に該当するものです。各表で該当する建築物等について、それぞれの報告年の報告期日（P4②参照）までに報告が必要です。また、建築設備・防火設備については対象の設備（P4①参照）があるものに限ります。

## 1 建築物の定期報告

用途番号	対象用途	対象建築物の規模等	報告年
		建築物	
1	ホテル, 旅館	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	令和元年 以後3年ごと (令和4年、令和7年…)
2	飲食店, 遊技場, 公衆浴場, キャバレー, カフェ, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 待合, 料理店	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	
3	体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場 うち学校に附属するもの 学校	① 3階以上のA>100㎡ ② A>1,000㎡ ① A>1,000㎡ ① A>1,000㎡	
4	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場(屋外に客席を有するものを除く), 公会堂, 集会場	① 3階以上のA>100㎡ ② 客席の部分のA≥200㎡ ③ 劇場, 映画館, 演芸場で主階が1階にないものに限る ④ 地階のA>100㎡ ⑤ A>500㎡	令和2年 以後3年ごと (令和5年、令和8年…)
5	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む) うち高齢者, 障害者等の就寝の用に供するもの ☆1	① A>500㎡ ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	
6	百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗, 展示場	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	
7	下宿, 共同住宅, 寄宿舍 うちサービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者・障害者グループホーム	① A>1,000㎡(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限り) ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>1,000㎡(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限り)	令和3年 以後3年ごと (令和6年、令和9年…)
8	病院, 診療所(患者の収容施設があるものに限る)	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡(2階に患者の収容施設があるものに限る) ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	
9	自動車車庫, 自動車修理工場, 映画スタジオ, テレビスタジオ	① A>1,000㎡	
10	事務所その他これに類する用途(当該用途に供する階数が5以上のものに限る)	① A>1,000㎡	令和元年 以後3年ごと
11	前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの ☆2	① A>1,500㎡	

☆1 助産施設, 乳児院, 障害児入所施設, 助産所, 盲導犬訓練施設, 救護施設, 更生施設, 老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所, 看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む), 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, 母子保健施設, 障害者支援施設, 福祉ホーム, 障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業所で, 利用者の就寝の用に供するものに限る)等が該当します。

☆2 建築物の定期報告については, 昭和56年6月1日以降に工事に着手した下宿, 共同住宅, 寄宿舍を除きます。建築設備の定期報告については, 下宿, 共同住宅, 寄宿舍を除きます。

※ 新築又は全部の改築で検査済証の交付を受けた建築物, 建築設備等は, 交付後の初回定期報告のみ, 免除されることがありますので, 詳細はお問い合わせください。

※ 建築基準法第6条第1項第1号又は建築基準法施行令第16条第2項に該当しないものは, 対象外となります。詳細はお問い合わせください。

- ・ A は当該用途に供する部分の床面積の合計を示します。
- ・ 用途に供する部分の床面積には、その用途のための従たる施設(廊下、倉庫等)も含まれます。
- ・ 白抜き数字(①, ②…) で示すものは、避難階以外の階を1～8の用途に供しないものを除きます。

## 2 建築設備、防火設備の定期報告

用途 番号	対象用途	対象建築物の規模等		報告年
		建築設備	防火設備	
1	ホテル, 旅館	A > 1,000 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 300 m <sup>2</sup> ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup>	毎年
2	飲食店, 遊技場, 公衆浴場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホ ール, 待合, 料理店	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 500 m <sup>2</sup> ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup> ④ A ≥ 3,000 m <sup>2</sup>	
3	体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボー リング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② A ≥ 2,000 m <sup>2</sup>	
	うち学校に附属するもの	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	
	学校	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	
4	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場(屋外に客 席を有するものを除く), 公会堂, 集会場	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 客席の部分の A ≥ 200 m <sup>2</sup> ③ 劇場, 映画館, 演芸場で主階が 1 階にないもの ④ 地階の A > 100 m <sup>2</sup>	
5	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園 を含む)	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	
	うち高齢者, 障害者等の就寝の用に供 するもの ☆1	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 300 m <sup>2</sup> ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup> ④ A > 200 m <sup>2</sup>	
6	百貨店, マーケットその他の物品販売業を 営む店舗, 展示場	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 500 m <sup>2</sup> ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup> ④ A ≥ 3,000 m <sup>2</sup>	
7	下宿, 共同住宅, 寄宿舎	指定外	指定外	
	うちサービス付き高齢者向け住宅又は 認知症高齢者・障害者グループホーム	指定外	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 300 m <sup>2</sup> ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup> ④ A > 200 m <sup>2</sup>	
8	病院, 診療所(患者の収容施設があるもの に限る)	A > 1,500 m <sup>2</sup>	① 3階以上の A > 100 m <sup>2</sup> ② 2階の A ≥ 300 m <sup>2</sup> (2階に患者の 収容施設があるものに限る) ③ 地階の A > 100 m <sup>2</sup> ④ A > 200 m <sup>2</sup>	
9	自動車車庫, 自動車修理工場, 映画スタジ オ, テレビスタジオ	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	
10	事務所その他これに類する用途(当該用途 に供する階数が5以上のものに限る)	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	
11	前各項に掲げる用途のうち 2 以上の用途 に供するもの ☆2	A > 1,500 m <sup>2</sup>	指定外	

## 3 昇降機、工作物の定期報告

種別	検査の対象となるもの	報告年
昇降機 ★1	エレベーター, エスカレーター, 小荷物専用昇降機 ★2	毎年
工作物	遊戯施設, 観光用エレベーター	毎年

- ★1 籠が住戸内のみを昇降するもの, 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除きます。  
 ★2 すべての出し入れ口の下端が床から50cm以上高い小荷物専用昇降機を除きます。

## 2 定期報告の手続の流れ

京都市

建築物の**所有者又は管理者**（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）に定期報告制度のお知らせをお送りします。

※ 本市からのお知らせの有無にかかわらず、制度の対象となる建築物であれば、定期調査・検査と定期報告が必要です。

所有者・管理者

所有又は管理する建築物が、対象建築物に該当するか御確認のうえ、該当する場合は、**調査者・検査者**に業務を依頼してください。

- 建築物の調査者 ⇒ 特定建築物調査員
- 建築設備の検査者 ⇒ 建築設備検査員
- 防火設備の検査者 ⇒ 防火設備検査員
- 昇降機・工作物の検査者 ⇒ 昇降機等検査員

又は一級建築士、二級建築士



調査者・検査者

① 建築物の**調査・検査**を実施してください。

- 建築物の定期調査の対象となるもの  
敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等
- 建築設備の定期検査の対象となるもの  
換気設備（自然換気設備を除く）で風道を有するもの、排煙機又は送風機を有する排煙設備、非常用の照明装置
- 防火設備の定期検査の対象となるもの  
随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く)
- 昇降機の定期検査の対象となるもの  
エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機
- 工作物の定期検査の対象となるもの  
観光用エレベーター等、遊戯施設



② 点検結果を記載した定期報告書を作成し、**報告期日**までに**京都市**に提出してください。

- 建築物の報告期日 ⇒ 報告年の**12月25日**
- 建築設備・防火設備の報告期日 ⇒ 毎年**12月25日**
- 昇降機・観光用エレベーター等の報告期日 ⇒ 毎年検査済証の交付を受けた日が属する月の**当月の末日**
- 遊戯施設の報告期日 ⇒ 毎年**2月末日**

京都市

定期報告書の内容を確認のうえ、定期報告書を受領し、本市からの連絡・指示事項をお伝えします。

調査者・検査者

**所有者又は管理者**に、定期報告書を渡し、本市の連絡・指示事項を伝えてください。

所有者・管理者

- 本市からの連絡・指示事項を確認してください。
- ・ 連絡・指示事項がない場合は、引き続き、適法な維持保全に努めてください。
  - ・ 連絡・指示事項がある場合は、改善を実施し、結果を本市に報告してください。



定期報告制度に係る詳細については、本市ホームページ内に随時情報を掲載していますので、検索サイトで「**京都市 定期報告制度**」と入力し、御確認ください。

京都市 定期報告制度

検索

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### ■ お問合せ ■

京都市都市計画局建築指導部

【制度全般・建築物】 建築安全推進課 [安全対策係] (電話 075-222-3613)

【建築設備・防火設備】 建築審査課 [設備審査係] (電話 075-222-3616)

この印刷物が不要になれば「**雑がみ**」として古紙回収等へ！

